

3月定例議会総括

3月定例会議は3月7日から3月23日までの17日間にわたり開催されました。

下田市選挙管理委員及び補充員の選考に始まり、平成23年度の一般会計補正予算を審議しました。9日には、市長の施政方針が示され、骨格予算となる平成24年度一般会計他9特別、水道事業会計の28議案が審議されました。

市の経済状況は足踏み状態であり、市税の大幅減少、失業者や生活保護世帯が増加し、医療費や介護など社会保障関連経費の増大により財政状況が急激に悪化している為、平成24年度は既存事業の再検討や見直しを行ない基本理念にもとづき、一般会計87億4500万円及び9特別会計合わせて172億6087万5千円の予算規模となりました。

又、一般質問には6氏が立ち観光政策、教育関連の

財政状況、下田メディアカルセンター関連、介護保険料引き上げ、中小企業活性化、防災対策、病院ボランティア等について市の方針、考えをいただきました。

23日は定例会最終本会議を開き、一般会計と9特別事業会計の平成24年度予算及び共立湊病院規約の全部変更、介護保険条例改正、市民館設置管理条例、下田市消防団条例の全部改正など委員会付託していた17議案を原案通り可決、議員発議の浜岡原子力発電所の徹底した安全対策を求める意見書、東京電力の電気料金値上げ等に対する意見書を採択し閉会しました。

総務文教 常任委員会

委員長 土屋雄二
副委員長 竹内清二
委員 伊藤英雄 大黒孝行
田坂富代 森 温繁
大川敏雄

平成23年度関連

当委員会に付託された議案は、条例関係等3件、予算関係1件の議案です。

議第4号 新たに生じた土地の確認について

議第5号 字の区域の変更について

白浜漁港（板戸地区）水産基盤整備事業により公有水面が埋め立てられ、新たに土地が生じたため、右2案を審査、可決しました。

議第6号 平成24年度固定資産税及び都市計画税の納期の特例に関する条例の制定について

固定資産税の評価替えにあたり税制改正が予定されているものの、国会の税制関連法案の可決が例年に比べ遅れが生じており、例年4月末としている第一期納税期限を1ヶ月遅らせ5月末とする条例を審査、可決しました。

議第7号 平成23年度下田

市一般会計補正予算（第9号）本委員会付託事項

当委員会に付託された補正予算に関する審査中、主な議論となった事業は次の通りです。

■市税還付金（300万円）

：GPS測量を行った結果、地目山林（スポーツ施設）の面積に大きな誤差があり、不動産鑑定の結果に伴う過去5年間の固定資産税の還付のための支出です。

■新庁舎建設基本構想・基本計画作成業務（220万円減）

：23年度中に候補地を確定する予定に対し、審議未了により生じた減額です。協議は引き続き24年度に持ち越されます。

■下大沢地区半鐘塔撤去業務（16万円）

：半鐘塔の老朽化に伴う撤去費用です。防災連絡（水防連絡は除く）の機能は同報無線に移行しており、不要な市内半鐘塔



現地視察風景(旧第三保育所)

は順次撤去していく予定との報告を受けました。

平成24年度関連

当委員会に付託された議案は、条例関係4件、予算関係8件です。

議第15号 下田市立公民館設置管理条例の一部を改正する条例の制定について

落合公民館及び八木山公民館の廃止（それぞれ区へ移譲）に伴う条例の改正を審査、可決しました。新耐震基準を満たさない他の市内公民館の廃止（移譲）も順次進められることが第四次

しかし、下田の現状を変えていくためにも新しい事にはトライしてみたい、との意向も聞かれました。

次に、下田市のホームページの現況について、総務課・企画財政課から3人の担当職員をお呼びし、参考人として意見を伺いました。

その中で、JIS規格8341「高齢者・障害者等配慮設計指針」によって、地方自治体のホームページなど公共的な情報発信においては、視覚や聴覚などの障害者に対する配慮をしなければならぬことが明らかにされました。

今後の議会中継の在り方、さらには市のホームページの在り方まで、大きな影響を及ぼすと思われます。

次回の委員会は、4月18日（水）に、議会報告会あるいは市民との意見交換会をテーマに開催されます。

下田市メール配信サービス運用開始

市では、暮らしに役立つ情報を携帯電話やパソコンにメールでお届けする、無料の「メール配信サービス」の運用を4月1日から開始しました。

・shimoda@sg-n.jp宛に空メールを送り、返信されたメールに記載されている手順に従って登録してください。

・パソコンから登録する場合パソコン用登録画面アドレスから登録してください。

・パソコン用登録画面アドレス <https://service.sugumail.com/shimoda/member/>

登録前の確認事項

携帯電話の迷惑メール設定をしている場合は、事前にsg-n.jpのドメインからの受診を許可する設定を行ってください。

※登録料は無料ですが、メール受診等にかかる通信料は利用者のご負担となります。

問合せ先
総務課秘書広報係
☎22211

メール配信サービス登録の流れ

QRコードを読み取り、サイトにアクセスし、「空メール」を送信。QRコードの読み取りが出来ない場合はshimoda@sg-m.jpに空メールを送信してください。

返信されたメールに本登録用のURLが記載されたメールが届きます。

本登録用URLにアクセス後、利用規約をご確認の上、「メール配信に同意する」ボタンを押す。

受け取りたい配信情報を選択・確認し、登録します。

「本登録完了のお知らせ」のメールが届き、登録完了。



地球にやさしい低炭素社会を目指して

住宅用太陽光発電システムの設置費を補助します

対象者

①下田市民であつて、自ら所有・居住する住宅又は購入する新築・建売住宅に機器を設置する予定の個人（工事完了時点で下田市民となる方を含む）

②世帯全員が市税の滞納がないこと

③対象機器

①未使用品の機器であること
②品質、性能が確保されている機器として、一般社団法人太陽光発電協会太陽光発電普及拡大センター（J-PECC）に登録されていること

③リース契約によるものは不可補助額 1KWあたり3万円（上限12万円）

当初予算額 120万円

申請方法 補助金交付申請書に次の書類を添付して申請してください。

①世帯全員が入った住民票又は外国人登録原票記載事項証明書（工事後も住所が変わらない場合のみ）

②発電システム設置工事同意

書（住宅所有者が複数いる場合のみ）

③機器の設置に係る費用の内訳のわかる工事請負契約書（建売住宅の場合は売買契約書）又は見積書の写し

④機器の規格や出力等仕様がわかる書類

⑤設置個所の計画図及び設置箇所を含む建物全体が入った現況写真

⑥市税の完納証明書（課税されていない方全員分）

注意事項

①補助金交付決定前に機器の設置工事に着手（建売住宅の場合は電力受給契約の締結又は建物の引渡し）した場合は、補助金が支給されませんので、工事前に申請してください。

②電力会社と電力受給をすること（年度末の3月20日までに）

その他 書類等はホームページをご覧ください。お問い合わせ先

環境対策課 ☎22213